

改正労働安全衛生法のリスクアセスメント支援サービス

環境事業部 長谷川 あゆみ・保坂 典男

2016年6月1日、改正労働安全衛生法が施行され、安全データシート公布義務対象640物質についてリスクアセスメントの実施が義務づけられました。当社はこのリスクアセスメントを実施されるお客様を支援する、新たなサービスを開始いたしました。

●改正労働安全衛生法の概要

労働安全衛生法ではこれまで、リスクの明らかな物質は製造取扱いの制限や、特定規則（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則など）で規制してきました。また、一定の危険有害性のある物質については安全データシート（SDS: Safety Data Sheet）を交付し、有害性などの情報を伝達する事を義務としていました。しかし、一定の危険有害性のある物質について、胆管がんなどの問題が発生したことを受け、リスクアセスメントが義務化されることになりました（図1）。

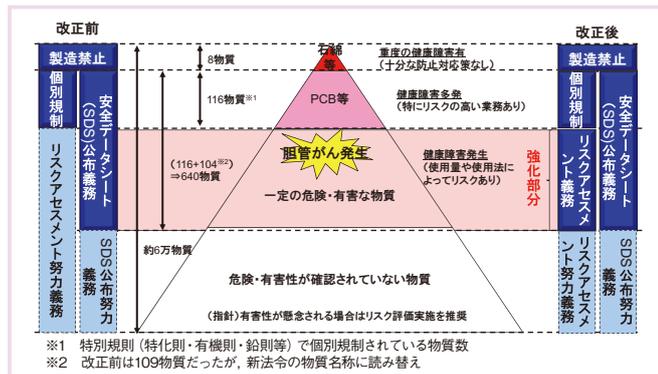


図1 化学物質管理に関する改定の内容（厚生労働省発表資料からの引用）

リスクアセスメントとは、化学物質の持つ有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、その結果に基づきリスクの低減対策を検討することを言います。

対象となる事業場は、業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質を製造・取扱うすべての事業場となります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業・教育など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、健康障害のリスクがあります。

改正により、安全データシート（SDS）交付義務対象物質は640物質に拡大され、これらについてリスクアセスメントの実施が義務付けられました。

対象の640物質は厚生労働省のホームページ¹などに公開されています。

●当社が提供する支援サービス

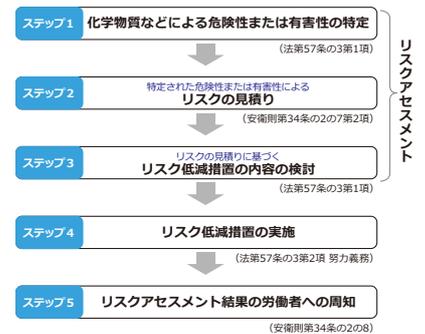
改正された化学物質管理の手順を図2に示します。ステップ1からステップ3までがリスクアセスメントとして実施が義務づけられた部分です。

①リスクアセスメント及び低減措置をサポート

化学物質の労働安全にかかる法規は複雑さを増しております。当社はお取扱いの物質がいずれの法規に対象となるかの確認から支援いたします。法令に定められた管理濃度が無い物質への措置（管理目標の調査等）は、当社の環境評価・化学品評価の取扱い部署が連携し、対象成分の危険性又は有害性の国内外の既知見レビューを行い、

ご提案します。具体的には、コントロールバンドニング等の定性的なリスクアセスメントや、作業環境濃度と物質の毒性値の比較による定量的アセスメントなど、お客様の状況に応じたリスクアセスメントを提供します。低減措置目標値と測定濃度等の結果を比較することで、リスクに基づく管理ができれば、作業者のばく露保護に具体的に貢献します。

図2 リスクアセスメントの流れ（厚生労働省発表資料からの引用）



②作業環境測定を強化

今回の改正で新たにリスクアセスメントの対象となった物質の多くは管理濃度がなく、作業者のばく露限界などの管理が困難なのが現状です。当社では管理目標の提案と共に作業環境測定を実施してリスクに基づく管理を可能にいたします。従来より当社では未規制物質の個別濃度測定に対応して参りましたが、今回の改正を受けて、作業環境測定を大幅に強化して多様なご要望にお応えいたします。お客様の現状に適合した提案をすることで、信頼性は確保しつつ費用を抑えたサービスを目指します。

●高い専門性で法規対応・測定までをサポートします

化学物質管理・労働衛生は、リスクアセスメントの義務化だけでなく、特定化学物質の指定の増加、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（いわゆる「がん原性指針」）の追加など、次々と強化されています。複雑さを増す法規制に対し、混乱されている事業場も大変多いように見受けられます。当社では、高いレベルの法規・技術の専門知識で、お客様のコンプライアンスとリスクに基づくばく露管理をお手伝いします。

改正労働安全衛生法のリスクアセスメントについて、当社では、お客様を継続的にサポート致します。お客様を取り巻く状況の変化により新たなご相談が生じた際にも、お気軽にお問い合わせください。

¹ 例) <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000093767.pdf>



長谷川 あゆみ
(はせがわ あゆみ)
環境事業部



保坂 典男
(ほさか のりお)
環境事業部